

令和 7 年度 静岡県中山間地域等直接支払制度評価委員会

資 料

委員長の選出

静岡県中山間地域等直接支払制度評価委員会設置要領第3の5の規定に基づき、委員長を委員の互選により選出するものである。

第6期対策（令和7年度～令和11年度）のポイント

（１）対象農用地の見直し

- 「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という本制度の趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図る
⇒ 交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする（令和7年度については、「地域計画の策定が確実と認められる区域」も対象とする。）。

（２）体制整備単価の見直し

- 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進
⇒ 体制整備単価（交付単価の10割）を交付する要件を、「ネットワーク化活動計画の作成」とする

（３）加算措置の見直し

- ネットワーク等の活動を安定化、活発化させる主導的役割を担う新たな人材の確保・育成に向けた取組と農業生産活動の継続、向上に向けた意欲的な取組を支援
⇒ 「ネットワーク化加算」を創設
- リモコン式自走草刈機やドローンなどを用いたスマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援
⇒ 「スマート農業加算」を創設

（４）集落機能強化加算に係る経過措置の設定

- 第5期対策（R2～R6）で集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定については、経過措置を設定

（５）中山間直接支払の加算措置重複適用に係る単価減額措置の廃止

- 第5期対策（R2～R6）では加算措置を複数適用する場合に2つ目以降の加算の上限単価を1,000円減じた額としていたが、第6期対策ではこの単価減額措置を廃止する。

静岡県の中山間地域等直接支払制度第 6 期対策における知事特認地域（案）

第 6 期案	第 5 期
農林統計上の中山間地域（旧市町村） 第 3 期対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3 つ以上を満たす地域(旧市町村) ア 耕作放棄率又は耕作放棄上昇度が県平均以上 イ 農業従事者割合が県平均以上 ウ 農業従事者高齢化率が県平均以上 エ 人口減少率が 3.5% 以上又は人口密度が 150 人 / k m²未満 オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が 50% 以上 上記 及び の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地	農林統計上の中山間地域（旧市町村） 第 3 期対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3 つ以上を満たす地域(旧市町村) ア 耕作放棄率又は耕作放棄上昇度が県平均以上 イ 農業従事者割合が県平均以上 ウ 農業従事者高齢化率が県平均以上 エ 人口減少率が 3.5% 以上又は人口密度が 150 人 / k m²未満 オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が 50% 以上 上記 及び の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地

は国のガイドラインによる（該当地域は別表のとおり）

は県の独自基準（第 5 期以降は該当地域なし）

中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法 8 法と棚田地域振興法の指定地域に加え、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）を対象地域としている。中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法 8 法と棚田地域振興法の指定地域に加え、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）を対象地域としている。

これまでの特認地域の指定状況

対策期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
での対象地域数 （うち取組地域数）	32（14）	34（10）	36（11）
での対象地域数	4 地域	1 地域	0

別表

市町名	対象地域
静岡市	小島村、両河内村、庵原村、由比町
浜松市	北庄内村、南庄内村、村櫛町、奥山村
沼津市	内浦村、西浦村
富士宮市	北山村、上井出村、白糸村、芝富村、内房村
伊東市	対島村、宇佐美村
島田市	大津村、大長村、五和村
富士市	吉永村、大淵村、須津村、松野村
磐田市	野部村
掛川市	原田村、桜木村、横須賀町
藤枝市	稲葉村
御殿場市	玉穂村
湖西市	知波田村
伊豆の国市	北狩野村
小山町	須走村、北郷村
森町	森町、一宮村

(注)

- 1 市町名は、令和6年4月1日時点のものである。
- 2 対象地域は、昭和25年2月1日における市町の区域である。
- 3 第5期から対象地域の変更はない

静岡県における 令和 6 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

中山間地域等直接支払制度については、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第12の規定により、当該年度の実施状況を翌年度の8月末日までに公表することとされています。

本資料は、この規定に基づき、関係市町からの報告を基に令和6年度の制度の実施状況を取りまとめたものです。

県全体の実施状況

1 市町の取組状況

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき策定される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（促進計画）」のうち、法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業の実施を推進することを規定した市町は、令和6年度は19市町であった。

なお、中山間地域等直接支払事業を規定した市町のうち、令和6年度は16市町が事業を実施した。

令和6年度の交付市町数

	令和5年度	令和6年度	増減数
中山間直払事業推進市町数（ ）	19	19	0
交付市町数（ ）	16	16	0
（ / ）	84.2%	84.2%	0

2 協定の概要

(1) 協定の締結状況

令和6年度における協定数は174協定で、前年度から協定増加はなかった。

また、集落協定のうち基礎単価の活動に取り組んだ協定数は137協定、体制整備単価の活動に取り組んだ協定数は37協定であった。なお、個別協定はなかった。

令和6年度協定締結数

	令和5年度	令和6年度	増減
集落協定数	174	174	0
基礎単価	137	137	0
体制整備単価	37	37	0
個別協定数	0	0	0
基礎単価	0	0	0
体制整備単価	0	0	0
合計	174	174	0

- ・ 集落協定は、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定
- ・ 個別協定は、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定
- ・ 基礎単価は、農業生産活動等を継続するための活動のみの場合の単価（交付単価の8割）
- ・ 体制整備単価は、農業生産活動等を継続するための活動に加え、集落戦略を作成する場合の単価（交付単価の10割）
- ・ 交付単価

地目	区分	通常単価	地目	区分	通常単価
田	急傾斜地（1/20 以上）	21,000 円	田	緩傾斜地（1/100～1/20） など	8,000 円
畑	急傾斜地（15 度以上）	11,500 円	畑	緩傾斜地（8 度～15 度） など	3,500 円

傾斜度1/20とは、20mで1m上昇する地形的傾斜、

傾斜度1/100～1/20とは、100m～20mで1m上昇する地形的傾斜をいう。以下、同様。

(2) 協定の交付面積

交付金が交付された農用地の面積は2,079haであり、令和5年度と比べて21ha減少した。

令和6年度の交付面積

	交付面積		
		基礎単価	体制整備単価
令和5年度	2,100ha	787ha	1,312ha
令和6年度	2,079ha	781ha	1,298ha
増減（率）	-21ha（99.0%）	-6ha（99.2%）	-14ha（98.9%）

交付面積のうち、

基礎単価による交付面積は781haで、令和5年度から6ha減少した。

体制整備単価による交付面積は1,298haで、令和5年度から14ha減少した

なお、体制整備単価による交付面積の割合は62.4%であった。

(3) 加算面積

加算措置に取り組んだ協定数は10協定、加算面積は170haであり、令和5年度と比べて、協定数の増減はなかったが、加算面積は5ha減少した。

令和6年度の加算面積・協定数

加算措置	加算面積（カッコ内は協定数）		
	令和5年度	令和6年度	増減
棚田地域振興活動加算	10ha（3協定）	10ha（3協定）	0ha（0協定）
超急傾斜農地保全管理加算	137ha（5協定）	136ha（5協定）	-1ha（0協定）
集落協定広域化加算	-	-	-
集落機能強化加算	-	-	-
生産性向上加算	28ha（2協定）	24ha（2協定）	-4ha（0協定）
合 計	175ha（10協定）	170ha（10協定）	-5ha（0協定）

加算措置のうち、

棚田地域振興活動加算の取組協定数は3協定、加算面積は10haであり、令和5年度からの増減はなかった。

超急傾斜農地保全管理加算の取組協定数は5協定、加算面積は136haであり、令和5年度から、加算面積が1ha減少した。

生産性向上加算の取組協定数は2協定、加算面積は24haであり、令和5年度から、加算面積が4ha減少した。

集落協定広域化加算及び集落機能強化加算の取組はなかった。

- ・ 棚田地域振興活動加算：認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算
- ・ 超急傾斜農地保全管理加算：超急傾斜農地（田：1/10以上、畑：20度以上）の保全等の取組を行う場合に加算
- ・ 集落協定広域化加算：他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算
- ・ 集落機能強化加算：新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算
- ・ 生産性向上加算：生産性向上を図る取組を行う場合に加算

(4) 集落協定の参加者数

集落協定の参加者数は3,539人であり、1 集落協定当たりの協定参加者数の平均は約20人となっている。

令和 6 年度の集落協定の参加者数

	令和 5 年度	令和 6 年度	増減
集落協定の参加者数	3,556人	3,539人	-17人

(5) 交付金の交付総額

協定締結集落への交付金の交付総額は約2億805万円である。

1 集落協定当たりの交付金額の平均は約120万円となっている。

なお、集落協定参加者 1 人当たりの交付金額の平均は約5万9千円となっている。

令和 6 年度集落協定の平均交付金額

	静岡県	参考：都府県（R5）
1集落協定当たりの交付金額	120 万円	191 万円
参加者1人当たりの交付金額	5.9 万円	9.2 万円

(6) 面積規模別集落協定割合

農用地面積が 5 ha未満の集落協定の割合が59.2%を占めており、小規模な協定の割合が大きい。

令和 6 年度の農用地面積規模別集落協定数の割合

	静岡県(カッコ内は協定数)	参考：都府県（R5）
5ha未満	59.2%（103）	33.6%
5～10ha未満	25.9%（45）	26.6%
10～20ha未満	9.2%（16）	22.2%
20～30ha未満	1.7%（3）	8.5%
30～50ha未満	1.1%（2）	5.7%
50～100ha未満	0.6%（1）	2.7%
100～400ha未満	2.3%（4）	0.7%
400ha 以上	0%（0）	0.1%

3 地目別・交付基準別の交付面積

(1) 地目別の交付面積

交付面積を地目別に見ると、畑が全体の88.0%にあたる1,829haを占め、田が11.8%にあたる246ha、採草放牧地が1%未満となっている。

また、都府県平均（R5）が田81.2%、畑13.5%であることから、本県は、畑の割合が非常に多いのが特徴である。

令和6年度の地目別の交付面積、割合

	静岡県		参考：都府県（R5）	
	交付面積	割合	交付面積	割合
田	246ha	11.8%	272,350ha	81.2%
畑	1,830ha	88.0%	45,427ha	13.5%
草地	-	-	4,293ha	1.3%
採草放牧地	3ha	0.2%	13,422ha	4.0%

(2) 交付基準別の交付面積

地目別の交付面積を傾斜等の交付基準別に見ると、急傾斜農用地が72.9%を占めており、都府県平均（R5）52.6%を大きく上回っている。

令和6年度の交付基準別の交付面積、割合

		静岡県		参考：都府県（R5）	
		交付面積	割合	交付面積	割合
傾斜農用地	急傾斜	1,516ha	72.9%	176,337ha	52.6%
	緩傾斜	563ha	27.1%	147,069ha	43.8%
その他農用地		-	-	12,087ha	3.6%

高齢化率・耕作放棄地率、小区画・不整形、草地比率の高い草地、8法地域内特認

4 集落協定に基づく実施状況等

(1) 「耕作放棄の防止等の活動」の実施状況

集落協定に位置づけられている活動内容を、「耕作放棄の防止等の活動」についてみると、最も多く位置づけられている活動は「農地の法面管理」で120協定（69.0%）、次いで「賃借権設定・農作業の委託」で59協定（33.9%）、「柵・ネットの設置等鳥獣被害防止」で41協定（23.6%）の順である。（P12参照、複数回答）

令和 6 年度の耕作放棄の防止等の活動の状況（必須事項）

	静岡県		参考：都府県 (R5)
	協定数	割合	
農地の法面管理	120	69.0%	74.7%
賃借権設定・農作業の委託	59	33.9%	32.9%
柵・ネットの設置等鳥獣被害防止	41	23.6%	51.8%
既荒廃農用地の保全管理	16	9.2%	7.9%
簡易な基盤整備	12	6.9%	6.7%

(2) 「水路・農道等の管理活動」の実施状況

集落協定に位置づけられている活動内容を、「水路・農道等の管理活動」についてみると、「農道の管理」を位置づけている協定数は173協定（99.4%）、「水路の管理」を位置づけている協定数は100協定（57.5%）である。（P12参照、複数回答）

令和 6 年度の水路・農道等の管理活動の状況（必須事項）

	静岡県		参考：都府県 (R5)
	協定数	割合	割合
農道の管理	173	99.4%	98.6%
水路の管理	100	57.5%	95.0%
その他の施設の管理	13	7.5%	3.7%

(3) 「多面的機能を増進する活動」の実施状況

集落協定に位置づけられている活動内容を、「多面的機能を増進する活動」についてみると、最も多く位置づけられている活動は「周辺林地の下草刈」で73協定（42.0%）、次いで「土壌流亡に配慮した営農」で70協定（40.2%）、「景観作物の作付け」で34協定（19.5%）の順である。（P13参照、複数回答）

令和 6 年度の多面的機能を増進する活動の状況（必須事項）

	静岡県		参考：都府県 (R5)
	協定数	割合	割合
周辺林地の下草刈	73	42.0%	70.1%
土壌流亡に配慮した営農	70	40.2%	1.8%
景観作物の作付け	34	19.5%	27.4%
堆きゅう肥の施肥等	16	9.2%	9.2%

堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付

(4) 集落マスタープランの内容

集落マスタープランの内容をみると、目指すべき将来像として最も多いのは「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」で116協定（66.7％）である。

また、将来像を実現するための活動方策として、「共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備」が103協定（59.2％）である。（複数回答）

令和6年度の集落マスタープランの内容（目指すべき将来像）（必須事項）

目指すべき将来像	静岡県		参考：都府県（R5）
	協定数	割合	割合
将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	116	66.7%	88.2%
協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	16	9.2%	4.4%
協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	10	5.7%	19.1%
その他	48	27.6%	7.6%

令和6年度の集落マスタープランの内容（将来像を実現するための活動方策）（必須事項）

将来像を実現するための活動方策	静岡県		参考：都府県（R5）
	協定数	割合	割合
共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備	103	59.2%	73.4%
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	22	12.6%	15.4%
高付加価値型農業	11	6.3%	2.7%
担い手への農地集積	7	4.0%	12.2%
担い手への農作業の委託	5	2.9%	10.8%
農業生産条件の強化	5	2.9%	7.2%
新規就農者等による農業生産	4	2.3%	2.1%
地場産農産物等の加工・販売	1	0.6%	2.2%
消費・出資の呼び込み	0	-	0.5%
その他	44	25.3%	9.2%

(5) 体制整備活動の取組状況

体制整備単価を受給する要件である「集落戦略の作成」に取り組む全37協定が、令和6年度末までに集落戦略の作成を了した。

令和6年度の体制整備活動の取組状況

	対象協定数	集落戦略の 作成完了協定数	参考：都府県（R5）
集落戦略の作成に 取り組む協定数	37	37（100％）	60.5％

- ・ 集落戦略：協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落の指針
- ・ 第5期対策の中間年（令和5年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町が指導しつつ、協定期間中（令和6年度末まで）に作成を了する必要がある
- ・ 集落戦略の内容
 1. 協定農用地の将来像
 2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
 3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
 4. 具体的な対策に向けた検討
 5. 今後の対策の具体的内容
 6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

(6) 交付金の使用方法

交付金については、交付額の67.7%にあたる約1億4,083万円が集落の共同取組活動に充てられた。

なお、本県は都府県（R5）の45.5%と比べて、共同取組活動に充てる割合が多い。

令和6年度の集落協定における交付金の配分割合

	静岡県	参考：都府県（R5）
共同取組活動分	67.7％	45.5％

市町別の実施状況 (令和6年度)

1-1 協定締結状況(その1)

市町・ 地域名	集落協定				個別協定				全体			
	協定数	協定参加者 数(人)	交付面積 (㎡)	交付金額(円)	協定数	協定参加者 数(人)	交付面積 (㎡)	交付金額 (円)	協定数	協定参加者 数(人)	交付面積 (㎡)	交付金額(円)
下田市	6	105	281,102	5,903,142	0	0	0	0	6	105	281,102	5,903,142
東伊豆町	9	88	346,445	2,107,606	0	0	0	0	9	88	346,445	2,107,606
松崎町	2	17	111,997	1,899,302	0	0	0	0	2	17	111,997	1,899,302
賀茂計	17	210	739,544	9,910,050	0	0	0	0	17	210	739,544	9,910,050
沼津市	9	275	1,882,833	17,322,060	0	0	0	0	9	275	1,882,833	17,322,060
御殿場市	1	13	54,300	1,140,300	0	0	0	0	1	13	54,300	1,140,300
伊豆市	20	577	1,094,649	20,407,520	0	0	0	0	20	577	1,094,649	20,407,520
小山町	10	122	399,520	8,388,352	0	0	0	0	10	122	399,520	8,388,352
東部計	40	987	3,431,302	47,258,232	0	0	0	0	40	987	3,431,302	47,258,232
富士宮市	2	29	83,472	1,752,912	0	0	0	0	2	29	83,472	1,752,912
富士計	2	29	83,472	1,752,912	0	0	0	0	2	29	83,472	1,752,912
静岡市	30	265	1,693,185	14,059,933	0	0	0	0	30	265	1,693,185	14,059,933
中部計	30	265	1,693,185	14,059,933	0	0	0	0	30	265	1,693,185	14,059,933
島田市	15	117	623,855	4,664,305	0	0	0	0	15	117	623,855	4,664,305
藤枝市	21	106	756,019	6,834,918	0	0	0	0	21	106	756,019	6,834,918
牧之原市	7	37	211,439	1,867,189	0	0	0	0	7	37	211,439	1,867,189
川根本町	1	10	92,426	850,319	0	0	0	0	1	10	92,426	850,319
志太榛原計	44	270	1,683,739	14,216,731	0	0	0	0	44	270	1,683,739	14,216,731
菊川市	1	10	22,852	708,412	0	0	0	0	1	10	22,852	708,412
森町	1	7	51,768	476,265	0	0	0	0	1	7	51,768	476,265
中遠計	2	17	74,620	1,184,677	0	0	0	0	2	17	74,620	1,184,677
浜松市	39	1,761	13,084,207	119,664,019	0	0	0	0	39	1,761	13,084,207	119,664,019
西部計	39	1,761	13,084,207	119,664,019	0	0	0	0	39	1,761	13,084,207	119,664,019
計	174	3,539	20,790,069	208,046,554	0	0	0	0	174	3,539	20,790,069	208,046,554

1-2 協定締結状況(その2)

市町名	協定数					交付面積 (㎡)			加算面積 (㎡)
	集落協定		個別協定		計	基礎単価面積	体制整備面積	計	
	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価					
下田市	0	6	0	0	6	0	281,102	281,102	0
東伊豆町	9	0	0	0	9	346,445	0	346,445	0
松崎町	0	2	0	0	2	0	111,997	111,997	36,067
沼津市	9	0	0	0	9	1,882,833	0	1,882,833	0
御殿場市	0	1	0	0	1	0	54,300	54,300	0
伊豆市	14	6	0	0	20	614,310	480,339	1,094,649	0
小山町	0	10	0	0	10	0	399,520	399,520	101,861
富士宮市	0	2	0	0	2	0	83,472	83,472	0
静岡市	28	2	0	0	30	1,565,241	127,944	1,693,185	0
島田市	15	0	0	0	15	623,855	0	623,855	0
藤枝市	21	0	0	0	21	756,019	0	756,019	0
牧之原市	7	0	0	0	7	211,439	0	211,439	0
川根本町	1	0	0	0	1	92,426	0	92,426	0
菊川市	0	1	0	0	1	0	22,852	22,852	22,852
森町	1	0	0	0	1	51,768	0	51,768	0
浜松市	32	7	0	0	39	1,665,980	11,418,227	13,084,207	1,545,476
計	137	37	0	0	174	7,810,316	12,979,753	20,790,069	1,706,256

2 地目別・基準別の交付面積

(㎡)

市町名	交付面積	水田			畑			草地			採草放牧地		
		急傾斜	緩傾斜	小計	急傾斜	緩傾斜	小計	急傾斜	緩傾斜	小計	急傾斜	緩傾斜	小計
下田市	281,102	281,102	0	281,102	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	346,445	0	0	0	177,744	168,701	346,445	0	0	0	0	0	0
松崎町	111,997	36,067	0	36,067	46,402	29,528	75,930	0	0	0	0	0	0
沼津市	1,882,833	0	0	0	1,882,833	0	1,882,833	0	0	0	0	0	0
御殿場市	54,300	54,300	0	54,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市	1,094,649	1,094,649	0	1,094,649	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小山町	399,520	375,893	23,627	399,520	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士宮市	83,472	83,472	0	83,472	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	1,693,185	71,189	3,454	74,643	1,265,264	353,278	1,618,542	0	0	0	0	0	0
島田市	623,855	0	26,577	26,577	440,913	156,365	597,278	0	0	0	0	0	0
藤枝市	756,019	0	0	0	737,199	18,820	756,019	0	0	0	0	0	0
牧之原市	211,439	0	0	0	199,251	12,188	211,439	0	0	0	0	0	0
川根本町	92,426	0	0	0	92,426	0	92,426	0	0	0	0	0	0
菊川市	22,852	22,852	0	22,852	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森町	51,768	0	0	0	51,768	0	51,768	0	0	0	0	0	0
浜松市	13,084,207	208,697	181,175	389,872	8,012,741	4,649,554	12,662,295	0	0	0	30,061	1,979	32,040
計	20,790,069	2,228,221	234,833	2,463,054	12,906,541	5,388,434	18,294,975	0	0	0	30,061	1,979	32,040

3 集落協定に基づく実施状況等

(1) 「耕作放棄の防止等の活動」の実施状況

(2) 「水路・農道等の管理活動」の実施状況

(協定数)

市町名	農業生産活動等													
	耕作放棄の防止等の活動											水路・農道等の管理活動		
	多面的機能支払交付金と同一施設	賃借権設定・農作業の委託	既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	既荒廃農用地の保全管理	農地の法面管理	柵・ネットの設置等鳥獣被害防止	限界的農地の林地化	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物の加工・販売	その他(土地改良事業、災害復旧、地目変更等)	水路の管理	農道の管理	その他の施設の管理
下田市	0	3	0	1	5	3	0	3	0	0	0	6	6	0
東伊豆町	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	1	9	0
松崎町	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	2	0
沼津市	0	4	0	1	7	9	0	0	0	0	0	8	9	0
御殿場市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0
伊豆市	0	0	0	0	16	8	0	0	0	0	0	20	20	0
小山町	0	10	0	0	10	6	0	0	1	0	0	10	10	10
富士宮市	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	2	2	0
静岡市	0	0	0	0	30	1	0	0	0	0	0	0	30	0
島田市	0	4	0	0	11	0	0	4	0	0	1	12	14	3
藤枝市	0	1	0	8	13	0	0	0	0	0	0	2	21	0
牧之原市	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	7	0
川根本町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
菊川市	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0
森町	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	0
浜松市	0	35	0	6	7	11	0	4	0	0	4	26	39	0
計	2	59	0	16	120	41	0	12	2	2	6	100	173	13

(3) 「多面的機能を増進する活動」の実施状況

(協定数)

市町名	多面的機能を増進する活動										
	1 国土保全機能を高める取組		2 保健休養機能を高める取組				3 自然生態系の保全に資する取組				その他活動
	周辺林地の下草刈	土壌流亡に配慮した営農	棚田オーナー制度	市民農園等の開設・運営	体験民宿(グリーン・ツーリズム)	景観作物の作付け	魚類・昆虫類の保護	鳥類の餌場の確保	粗放的畜産	堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の	
下田市	3	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0
東伊豆町	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
沼津市	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4
御殿場市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
伊豆市	7	1	0	0	0	9	0	0	0	3	0
小山町	7	0	0	0	0	2	1	0	0	10	10
富士宮市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
静岡市	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島田市	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤枝市	10	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
森町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
浜松市	11	24	0	6	7	11	0	4	0	0	4
計	73	70	2	6	7	34	2	4	0	16	19

(4) 集落マスタープランの内容

(協定数)

市町名	集落マスタープラン													
	目指すべき将来像				将来像を実現するための活動方策									
	将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	その他	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	高付加価値型農業	農業生産条件の強化	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	新規就農者等による農業生産	地場産農産物等の加工・販売	消費・出資の呼び込み	共同で支え合う集团的かつ持続的な体制整備	その他
下田市	4	5	1	0	1	0	1	3	2	2	0	0	1	0
東伊豆町	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
松崎町	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0
沼津市	4	2	1	5	0	2	1	0	0	2	0	0	3	6
御殿場市	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市	20	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	19	0
小山町	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
富士宮市	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
静岡市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
島田市	15	1	0	0	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0
藤枝市	20	0	1	0	2	6	3	3	1	0	0	0	7	0
牧之原市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
川根本町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
菊川市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
森町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
浜松市	1	0	12	33	0	0	0	0	0	0	1	0	11	27
計	116	10	16	48	22	11	5	7	5	4	1	0	103	44

(5) 体制整備活動の取組状況

市町名	【交付単価区分】 体制整備単価 (協定数)	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項													
		集落戦略の作成状況							集落戦略の内容						
		作成状況(協定数)			年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成(協定数)	農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成(協定数)	話合いの開催(協定数)	その他(協定数)	協定農用地の将来像(協定数)						
		集落において作成中	集落から市町に提出があり、市町から指導助言を実施中	要件を全て満たす集落戦略が市町に提出済み					管理者が引き続き耕作	後継者が耕作を継承	担い手等に引き受けてもらう(受け手が決まっている)	担い手等に引き受けてもらうことを希望(受け手が決まっていない)	中間管理機構への貸し付けを希望	草刈り等管理のみ	その他
下田市	6	0	0	6	6	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
沼津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市	1	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1
伊豆市	6	0	0	6	6	6	6	0	6	0	1	2	0	4	1
小山町	10	0	0	10	10	10	10	0	10	10	10	10	0	0	0
富士宮市	2	0	0	2	2	2	2	0	2	1	1	1	1	1	1
静岡市	2	0	0	2	2	2	2	1	2	0	2	1	0	0	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤枝市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	7	0	0	7	7	7	7	0	7	5	4	5	5	6	4
計	37	0	0	37	35	35	35	3	37	17	19	20	6	11	7

(5) 体制整備活動(その2)

(協定数)

市町名	[交付単 価区分] 体制整 備単価	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項																				
		集落戦略の内容																				
		協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状										集落の現状を踏まえた対応の方向性										
		担い手 が確保 できてお り、耕作 を継続	担い手 が確保 できてい るが、全 ての委 託希望 は受けら れない	担い手 が確保 できてい ない	耕作を継 続したい が、耕作 条件の 悪い農 地がある	耕作を継 続したい が、農業 所得が 低い	耕作を継 続したい が、法面 や水路・ 農道等 の管理 が過重 な負担と なってい る	鳥獣被 害が深 刻であ り、耕作 意欲が 減退し ている	集落の 自治(コ ミュニ ティ)機 能が低 下して おり、生 活に支 障・不 安が生 じてい る	その他	耕作放 棄の懸 念はな く、集 落の課 題もな いこと から、 対策は 不要	協定内 で担い 手を育 成・確 保	協定外 で担い 手を確 保	基盤整 備等によ り耕作条 件を改善	農産物 の高付 加価値 化により 所得の 向上を図 る	新たな作 物の導 入により 所得の 向上を図 る	省力化 技術の 導入や 外注化 等により 労働負 担の軽減 を図る	耕作継 続が困 難な農 用地の 林地化	放牧利 用による 農用地 の管理	鳥獣被 害防止 対策の 実施	集落の 自治(コ ミュニ ティ)機 能の強 化	その他
下田市	6	0	0	6	6	1	2	2	0	0	0	6	6	0	4	4	0	0	0	3	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沼津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
伊豆市	6	4	2	1	4	0	2	2	0	0	1	5	1	0	0	0	1	0	0	2	1	0
小山町	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士宮市	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	2	0	0	1	1	1	1	2	1	0	0	2	0	1	1	2	0	0	0	2	1	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤枝市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	7	3	7	1	6	3	6	5	0	5	0	6	5	6	3	1	4	4	0	6	1	6
計	37	11	19	11	18	6	11	12	1	6	2	26	23	8	8	7	6	4	0	14	3	6

(5) 体制整備活動(その3)

(協定数)

市町名	【交付単価 区分】 体制整備 単価	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項											
		集落戦略の内容											
		具体的対策に向けた検討						農業生産活動等の継続のための支援体制					
		特に懸念 はなく、協 定参加者 で実施して いく	協定参加 者だけでは 検討が困 難であり外 部(県・市 町村含む) からの助力 を得たい	他の協定と の広域化を 考えたい	中山間地 域等直接 支払交付 金の加算 措置を活用 したい	対策に活 用可能な 補助事業 等を紹介し て欲しい	その他	農地所有 適格法人 が支援する	JAが支援 する	集落営農 組織が支 援する	農業者が 支援する	協定参加 者で役割 分担しつ つ、農用地 の維持管 理を行う	その他
下田市	6	0	6	0	0	0	0	0	0	6	6	6	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
沼津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
伊豆市	6	1	1	2	2	2	0	1	0	0	0	5	0
小山町	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
富士宮市	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
静岡市	2	1	2	0	0	2	0	0	1	0	1	2	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤枝市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
森町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	7	0	6	2	4	6	6	0	4	0	5	4	6
計	37	4	27	4	6	11	8	2	5	6	13	29	9

令和7年度中山間地域等直接支払制度の取組状況

1 趣旨

平成11年度に制定された「食料・農業・農村基本法」の「中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行う等により多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものである」との規定に基づき、平成12年度に開始された制度。

農業生産条件が平地と比較して不利な中山間地域等で農作業を行うことで、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能が確保できることから、中山間地域等で農業生産活動等を営む農業者等に対して平地との生産コストの差を支払うもの。

2 事業の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。令和7年度から第6期対策がスタートし、集落協定の統合、広域化に加え、集落協定間で共通となっている課題から活動を連携するネットワーク化や多様な組織の参画を促進することとしている。

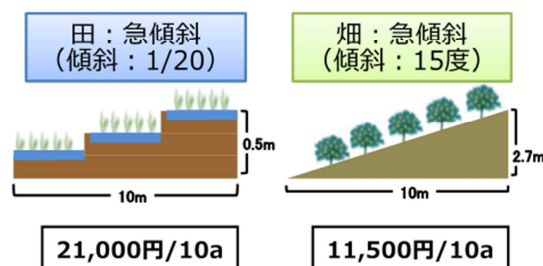
[第6期対策の制度見直し概要]

- ・交付対象農用地を農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地とする
- ・体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする
- ・継続的な農業生産活動のための体制づくりを推進する「ネットワーク化加算」の新設
- ・作業の省力化、効率化の取組を支援する「スマート農業加算」の新設

3 事業の概要

主な交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

対象地域 中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び県特認地域）

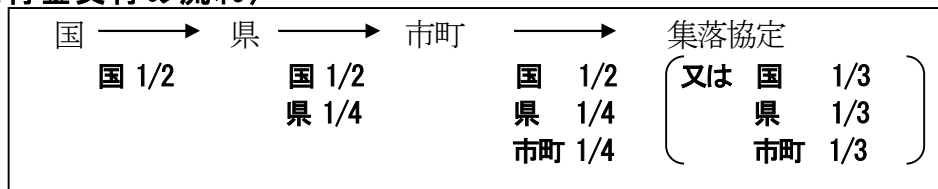
対象農用地 農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

対象者 集落協定または個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者
集落協定等に基づく活動

農業生産活動等を継続するための活動

農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

〈交付金交付の流れ〉



4 これまでの取組状況

(1) 第5期対策の取組状況及び第6期対策の取組計画

区分	第4期	第5期					第6期
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度※
対象となる農振農用地がある市町	25	25	25	25	25	25	25
取組市町数	17	15	16	16	16	16	15
集落協定締結数	230	169	172	174	174	174	141※※
集落戦略作成協定数 (第6期:ネットワーク化活動計画見込数)	—	5	5	16	27	37	(34)
交付対象面積 (ha)	2,494	2,042	2,094	2,106	2,100	2,079	1,796
交付金額総額 (百万円) (うち本体のみ)	約183 (約182)	約203 (約202)	約210 (約208)	約212 (約210)	約212 (約209)	約209 (約208)	約184 (約182)

※令和7年8月現在 (交付申請ベース) ※※集落協定の認定は令和7年9月

(2) 市町別の取組状況

市町	令和6年度実績		令和7年度※		交付面積 増減率(%)	交付金額 増減率(%)	備考
	交付面積(㎡)	交付金額(円)	交付面積(㎡)	交付金額(円)			
下田市	281,102	5,903,142	215,487	4,525,227	▲ 23.3	▲ 23.3	面積減に伴う交付金減
東伊豆町	346,445	2,107,606	311,793	1,896,789	▲ 10.0	▲ 10.0	
松崎町	111,997	1,899,302	100,796	1,709,363	▲ 10.0	▲ 10.0	
沼津市	1,882,833	17,322,060	1,694,556	15,589,911	▲ 10.0	▲ 10.0	
御殿場市	54,300	1,140,300	48,055	1,009,155	▲ 11.5	▲ 11.5	面積減に伴う交付金減
伊豆市	1,094,649	20,407,520	888,126	16,736,201	▲ 18.9	▲ 18.0	協定数減に伴う交付金減
小山町	399,520	8,388,352	404,143	10,686,811	1.2	27.4	面積増+スマート農業加算による交付金増
富士宮市	83,472	1,752,912	75,124	1,577,604	▲ 10.0	▲ 10.0	
静岡市	1,693,185	14,059,933	1,421,774	11,522,288	▲ 16.0	▲ 18.0	協定数減に伴う交付金減
島田市	623,855	4,664,305	355,315	2,439,968	▲ 43.0	▲ 47.7	協定数減に伴う交付金減
藤枝市	756,019	6,834,918	512,750	4,608,892	▲ 32.2	▲ 32.6	協定数減に伴う交付金減
牧之原市	211,439	1,867,189	127,309	1,171,242	▲ 39.8	▲ 37.3	協定数減に伴う交付金減
川根本町	92,426	850,319	—	—	—	—	第5期で終了
菊川市	22,852	708,412	20,567	637,577	▲ 10.0	▲ 10.0	
森町	51,768	476,265	33,379	307,086	▲ 35.5	▲ 35.5	面積減に伴う交付金減
浜松市	13,084,207	119,664,019	11,748,392	107,388,125	▲ 10.2	▲ 10.3	
合計	20,790,069	208,046,554	17,957,566	181,806,239	▲ 13.6	▲ 12.6	

※ 交付申請時点の面積・交付金額

集落協定の認定は、対策期初年度につき令和7年9月末

- ・ 交付面積増減率、交付金額増減率▲10%分：国からの配分額が当初要望額に対し約9割であったことによる